

## 令和2年 第4回

### 八幡浜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和2年4月17日 金曜日 午後4時26分
- 2 場 所 保内庁舎3階 第4会議室
- 3 出席した者 教育長 井上靖  
教育委員 菊池誠、小野巖、上田純子、泉俊也
- 4 欠席した者 なし
- 5 会議に出席した公務員の職氏名  
教育指導主幹 塩見孝 学校教育課長 菊池和幸  
生涯学習課長 宮下栄司 学校教育課長補佐 田中由加
- 6 次 第 別紙のとおり

八幡浜市教育委員会定例会次第  
(令和2年4月 第4回)

- 1 教育長開会宣告
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長等の報告
  - (1) 教育長報告
  - (2) 3月分行事報告及び4・5月分行事予定報告
- 4 議事
  - (1) 議案
    - 議案第22号 八幡浜市教育委員会事務局処務規則及び八幡浜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の専決処理の承認について
    - 議案第23号 八幡浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の専決処理の承認について
    - 議案第24号 八幡浜市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の専決処理の承認について
  - (2) 報告・協議事項
    - ① 定期監査の結果報告について
    - ② 運動会の出席について (延期)
      - ~~5月17日(日) 1校 双岩小~~
      - ~~23日(土) 7校 松蔭小・白浜小・江戸岡小・千丈小・喜須来小  
川之石小・宮内小~~
      - ~~30日(土) 1園 保内幼~~
    - ③ その他
- 5 その他
  - (1) 次回定例会の開催について  
令和2年5月15日(金) 15時30分～ 保内庁舎3階 第4会議室
  - (2) 愛媛県市町教育委員会連合会理事会の開催について (中止)  
令和2年5月18日(月) 時間未定 東京第一ホテル松山  
~~(出席者: 教育長、菊池教育長職務代理者)~~
  - (3) 愛媛県市町教育委員会連合会定期総会の開催について  
令和2年7月16日(木) 時間未定 リジェール大洲
  - (4) その他
- 6 教育長閉会宣告

〔開会時刻：午後 4 時 26 分〕

教育長

**1 教育長開会宣告**

ただいまから令和 2 年 4 月第 4 回八幡浜市教育委員会定例会を開催します。

**2 前回会議録の承認**

前回会議録について何かご意見はございますか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは承認していただけますか。

各委員

「はい。」

教育長

ありがとうございました。

**3 教育長等の報告**

**(1) 教育長報告**

本日、臨時校長会を開きまして、来週から小中学校の臨時休業を決めました。後ほど教育指導主幹の方から説明をしてもらいます。

では、項目のみ説明します。校長教頭合同会議がなくなりました。その時に配ろうと考えていた資料です。1 が生徒の状況、2 が教職員の状況、3 がいじめ問題や不登校の状況など、平成 30 年度と令和元年度との比較を記載しています。

2 枚目は春季休業中における各校の対応としてアンケート調査を行いました。3 月 4 日から 3 週間の休みがありましたので、1 が未履修があるか確認の調査です。未履修はありませんという学校が多かったので、ほとんど問題はありませんが、今回再度休みになりましたので、そのあたりが心配です。

また、春休みに再開した部活動について、各校の対応について内容をまとめています。

最後に、入学式の所要時間を記載しています。

3 枚目と 4 枚目が、翌日の八幡浜市教育研究集会がありませんでしたので、当日、市内の小中学校の先生方に配布した私からのメッセージです。

5 枚目が、愛媛県における新型コロナウイルス感染者の状況です。その裏に小中学校の臨時休業など、昨日までの状況をお配りしています。

以上で報告に代えさせていただきます。

それでは、臨時休業についての報告を教育指導主幹お願いします。

教育指導主幹

A 4、1 枚ものの資料をお配りしています。

各小・中学校保護者様と書かれているものです。これは本日付で、教育長名で本日登校している児童生徒を通じて各家庭に届くよう配布しております。

1の臨時休業期間ですが、来週4月20日(月)から5月6日(水)までと  
しております。2にいくつか留意事項を書いております。(2)もちろん、部活動も5  
月6日まで停止します。それから(4)ですが、前回3月の臨時休業期間と同様  
に自主登校の受入を各校ともに行う予定です。以上です。

教育長

実は愛媛県知事の記者会見が本日午後3時からだったのですが、午前中に市長  
の了解を得まして、臨時校長会を開く動きとしました。知事の会見では、「小中学  
校については20日から無理であれば、翌日からでも良い」との言い回しをされた  
ようですが、八幡浜市は20日からと決定しました。

教育長

それでは、その他の報告に移ります。

(2) 3月分行事報告及び4月、5月分行事予定報告  
生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長

29ページをお願いします。

新型コロナウイルスの関係で、様々な所管事業が中止となっております。

大きな事業としまして、生涯学習・社会体育関係ですが、4月23日に開催予定  
でありましたオリンピックの聖火リレーは延期となりました。

5月23日と24日の2日間に渡って開催予定でありました「やわたはま国際M  
TBレース2020」は中止となりました。

30ページをお願いします。

青少年センターの関係では、5月8日の市P連の定期総会、同月15日の補導員  
会定期総会が、いずれも、書面表決による総会形式となります。

31ページをお願いします。

文化振興関係ですが、4月30日に開催予定でありました市民文化活動センター  
の内覧会は中止となっております。以上です。

学校教育課長

今年度の学校教育課関係の人事異動について、ご報告します。

4月1日付けの人事異動により、学校教育課の菊池敏秀課長が監査事務局へ異  
動になりました。後任として、私、菊池和幸が人権啓発課より参りました。また、  
施設係が1名増員となり、総務課から松浦宏明が配属となりました。

次に、給食センターの佐藤栄養教諭が宇和中学校へ転任となり、後任には宇和  
中学校の永野栄養教諭が配属となっております。また、森田真由美主任調理員は  
3月末に定年退職しましたが、引き続き再任用となっております。

教育支援室では、神山小学校に配置していた発達支援アドバイザーの星野礼子  
が4月から教育支援室配置となり1名増員となっております。

生涯学習課長

引き続き、生涯学習課の人事異動についてご説明いたします。

生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長兼人権教育係長に財政課から宇都宮一幸が配属となりました。市民文化活動センターのセンター長兼事業係長に、政策推進課から伊藤亜紀子が就任しています。

文化振興係の井上千秋学芸員が係長に昇任したため、文化振興係長の宇都宮菜乃学芸員が文化振興第1係長に、井上学芸員が第2係長となりました。なお、井上第2係長の勤務場所は、美術館を担当する関係で市民文化活動センターに変更となります。

また、市民図書館の田村佳代図書館司書が係長に昇任したため、図書係長の坂本美有紀図書館司書が図書第1係長に、田村司書が図書第2係長になりました。

公民館担当の菅義則課長補佐が中央公民館長を兼務することとなりました。

最後に、社会体育係に市民課から河野幹が配属となっております。

教育長 何か質問はありませんか。

各委員 「なし。」

教育長 先ほどの内覧会は、一般市民対象の5月1日の分がなくなったのですか。

生涯学習課長 4月30日、午前10時から報道機関については取材をしてもらいますが、午前11時と午後からの部分が中止となりました。

教育長 当初3部構成となっております。午前10時から市長が挨拶をして報道機関の取材、午前11時から副市長が挨拶をして、議員さんへ内覧、午後1時から私が挨拶をして教育委員会関係者を案内する予定としていましたが、報道機関のみとなった訳ですね。

生涯学習課長 報道機関の方には、取材をしていただくと同時に、コロナウイルスの関係で貸館事業や市民向け内覧会が中止になったことを報道してもらうことを依頼したいと考えております。

教育長 報告事項は、終わります。

#### 4 議事

##### (1) 議案

議案第22号「八幡浜市教育委員会事務局処務規則及び八幡浜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の専決処理の承認について」、議案第23号「八幡浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の専決処理の承認について」、議案第24号「八幡浜市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の専決処理の承認について」を一括審議とします。

学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

議案書 33 ページをお願いします。

議案第 22 号 八幡浜市教育委員会事務局処務規則及び八幡浜市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の専決処理の承認について、議案第 23 号 八幡浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の専決処理の承認について及び、議案第 24 号 八幡浜市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の専決処理の承認については、関連した案件ですので、一括してご説明します。

これは、八幡浜市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定により、令和 2 年 3 月 31 日に専決処理しましたので、同規則第 5 条の規定により、委員会に報告し、その承認を求めるものです。

本件は、令和 2 年 4 月の人事異動に伴い一部組織の改編がありましたので、関連する項目を改正するものです。

まず、文化振興係と図書係が第 1 係、第 2 係に細分化されることとなりました。

また、今年度共用開始である市民文化活動センターの運営に当たる事業係が新設されましたので、そのように処務規則を改正しております。また、総務課より字句の修正を指摘された部分を改正しております。

議案書 37 ページをお願いします。

議案第 23 号については、令和 2 年 4 月から会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、「非常勤職員、臨時的雇用職員の賃金」から「会計年度任用職員の給与及び報酬」に改正しております。

議案書 39 ページをお願いします。

議案第 24 号については、会計年度任用職員制度の導入に伴い、「非常勤職員、臨時的雇用職員の賃金」が廃止されたことから、地方自治法施行規則の 7 節「賃金」が削除され 8 節以下の節の番号がそれぞれ繰り上がっております。これにより、教育委員会事務決裁規程も同様に改正するものです。

また、市民文化活動センターが新設されたことにより、42 ページの通り項目を追加しております。

いずれも、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。以上です、

教育長

ご質問はありませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは、議案第 22 号、議案第 23 号及び議案第 24 号について、原案のとおり承認していただけますか。

各委員	「異議なし。」
教育長	議案第 22 号、議案第 23 号及び議案第 24 号について、原案のとおり承認することを決定します。
教育長	<p>以上で議案を終了します。</p> <p>(2) 報告・協議事項</p> <p>① 定期監査の結果報告について</p> <p>学校教育課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>令和 2 年 2 月 21 日に学校教育課の定期監査がありました。</p> <p>昨年度は、「小学校、中学校の統廃合を、児童・生徒の保護者、地元住民等への説明を十分に行い、相互理解を深め慎重に進めることを要望する」との口頭事項が 1 件ありましたが、今年度についてはありませんでした。</p>
教育長	続いて、生涯学習課長より説明をお願いします。
生涯学習課長	生涯学習課につきましても、特に指摘事項はございませんでした。
教育長	ご質問はありませんか。
各委員	「なし。」
教育長	続いて、② 運動会の出席について、教育指導主幹より説明をお願いします。
教育指導主幹	運動会の予定が記載された一覧をお配りしておりますが、5月に予定していた運動会はすべて秋への変更を決定しましたので、ご報告しておきます。
教育長	<p>③ その他について、何かございませんか。</p> <p>生涯学習課長お願いします。</p>
生涯学習課長	<p>別紙資料でお配りしております、「八幡浜市民文化活動センター規則の概要について」と書かれた資料をご覧ください。</p> <p>先般、3月定例会市議会で上程し議決をいただきました「八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例」の附則第1項におきまして、「この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。」と規定しておりました。</p> <p>また、同条例第 18 条「この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定</p>

める。」と規定しています。

本来であれば、本日の委員会の中で、施行期日を定める規則と管理運営事項の詳細を定める規則を議案としてお示しし、ご審議いただく予定でありましたが、規則で定めるべき設備・備品の仕様の調整、具体的には、現在工事中の中ホールとの舞台関係の照明設備の決定に時間を要し、本日の提案に間に合いませんでした。

但し、本規則については、国の補助金の関係で、4月オープンが条件となっており、今月中に規則を制定する必要があります。誠に申し訳ございませんが、専決で処理させていただき、5月の定例会で、その内容を説明させていただきたいと存じます。

なお、本日は、当該規則の概要を説明させていただきます。

規則の名称としまして、一つ目の規則が、「八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則」、もう一つが、「八幡浜市民文化活動センターの管理運営に関する規則」の2本立てになります。

施行期日は、両規則とも、令和2年4月30日となります。

一つ目の規則は、その名のとおり、設置条例の施行期日を令和2年4月30日とするという一文になります。

骨子・概略につきましては、資料に記載のとおりとなりますが、条例規則の中で、市民文化活動センターと美術館を区分して表記しています。

ここで、資料2枚目の1階平面図をご覧ください。

紫色の斜線になっている展示スペース3室のことを、八幡浜市美術館と呼び、それ以外の場所を市民文化活動センターと呼んでいます。

元の資料にお戻りください。

規定内容の2番、開館時間ではありますが、センターは、午前9時から午後10時までとしています。午後10時までとした理由は、平日、仕事が終わってからの音楽練習や会議に対応するためです。

美術館は、隣の市民図書館に準じて、午前10時から午後6時としています。

休館日も、センター・美術館ともに、図書館と同じ、毎週月曜日と年末年始の休日としています。

3番の勤務時間は、センターが午前8時30分から午後5時15分まで、午後5時15分から、午後10時までの夜間対応は、会計年度任用職員を雇用し対応する予定です。美術館は、午前9時30分から午後6時15分までとしています。

その下の4番目が、言葉足らずとなっておりますが、施設の使用申請や、市所蔵品の撮影・複製・放映・掲載等の使用申請の際の申請書様式などを本規則の中で定める予定です。

裏面をお願いします。

別表として、設備備品の使用料を記載しています。

舞台設備、照明設備、音響設備、映像設備、その他の設備ごとに、品目、1台あたり時間ごとの使用料の金額を記載しています。

先程、規則の制定が遅れた要因となったのが、こちらに記載の照明設備のライトの



仕様、種類、本数等の調整になります。

以上の規則につきまして、4月中に専決処理をさせていただき、5月の定例教育委員会におきまして、詳細をご報告させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

教育長 何かご質問はありませんか。

上田委員 グランドピアノが2台ありますが、これは2台ともホール横の部屋に置かれるのでしょうか。1台は練習室などに置かれるのでしょうか。

生涯学習課長 1台はスタジオの方に設置予定としております。

教育長 教育委員さんに、新型コロナウイルスが収まった場合に、見ていただく機会がありますか。

生涯学習課長 文化活動センターですが、緊急事態宣言中も職員は配置しております。施設内はいつでも見られるようになったおりますので、もしご希望があれば職員までお申し出いただけたらと思います。

教育長 5 その他

(1) から (3) まで、学校教育課長補佐お願いします。

学校教育課長補佐 (1) 次回定例教育委員会の開催についてです。

5月15日(金)15時30分から保内庁舎3階 第4会議室にて開催予定です。

(2) 愛媛県市町教育委員会連合会理事会の開催についてですが、例年、教育長と教育長職務代理者にご出席いただいておりますが、中止の通知が届いております。

(3) 愛媛県市町教育委員会連合会定期総会の開催についてです。

今年は大洲にて開催予定です。これについては、現在中止等の連絡はきておりませんが、今後の動向次第では中止になるかもしれません。

通知がありしだい、連絡をさせていただきますので、ご注意いただけたらと思います。

教育長 (4) その他  
何かありませんか。

小野委員 これは日土小学校の卒業式に参列した時に聞いた話です。  
次年度に東京の方から転入生が来られるということで、それも田舎への憧れか

ら交流をして八幡浜市を選ばれたと聞きました。

八幡浜市の移住推進の取り組みの中で選ばれたものと思いますが、一つは重要文化財である日土小学校の魅力もあるのではないかと思います。それから、八幡浜市教育の在り方が評価されたのではないかと推察しています。今後も移住は進んでいくであろうし、地方の活性化の材料として学校が魅力的なものであることなど総合的に見てほほえましい話だと感じています。

教育長

政策推進課が進めております「移住体験ツアー」に参加された親子が、日土小学校へ行かれて、こんな環境で学びたいということで東京から転入してこられたということです。

他にありませんか。

上田委員

新聞報道等で長距離トラックの件が出ており、あつてはならないことだと感じておりますが、八幡浜市ではこのような問い合わせがなかったのかどうかについて一点と、医療関係者の子どもさんに対してのあつてはならない発言がなかったのかについてお聞きします。

泉委員

医療関係者に聞いた話です。具体的内容はわかりませんが、若干言われた子どもがいると聞いています。

教育指導主幹

一点目については、特に県外から八幡浜市に来られた方については、当事者もですが、学校も神経を使っております。様々な事例について、学校と市教委で相談しながら対応しています。一律で決めてしまうと無理が生じる場合もありますので、個別に学校と相談しながら、「～してください」という言い方は基本やめましょうと伝えていきます。保護者から「心配なので数日休ませてほしい」など、保護者からの意見を重視しながら対応していますので、幸い受入れについてはご批判はないものと捉えております。

二点目については、聞いておりません。

教育長

それでは、以上をもちまして令和2年4月第4回八幡浜市教育委員会定例会を終了します。ありがとうございました。

〔閉会時刻：午後5時11分〕

八幡浜市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年4月17日

教育長 井上 靖

教育委員 菊池 誠

教育委員 小野 巖

教育委員 上田 純子

教育委員 泉 俊也